

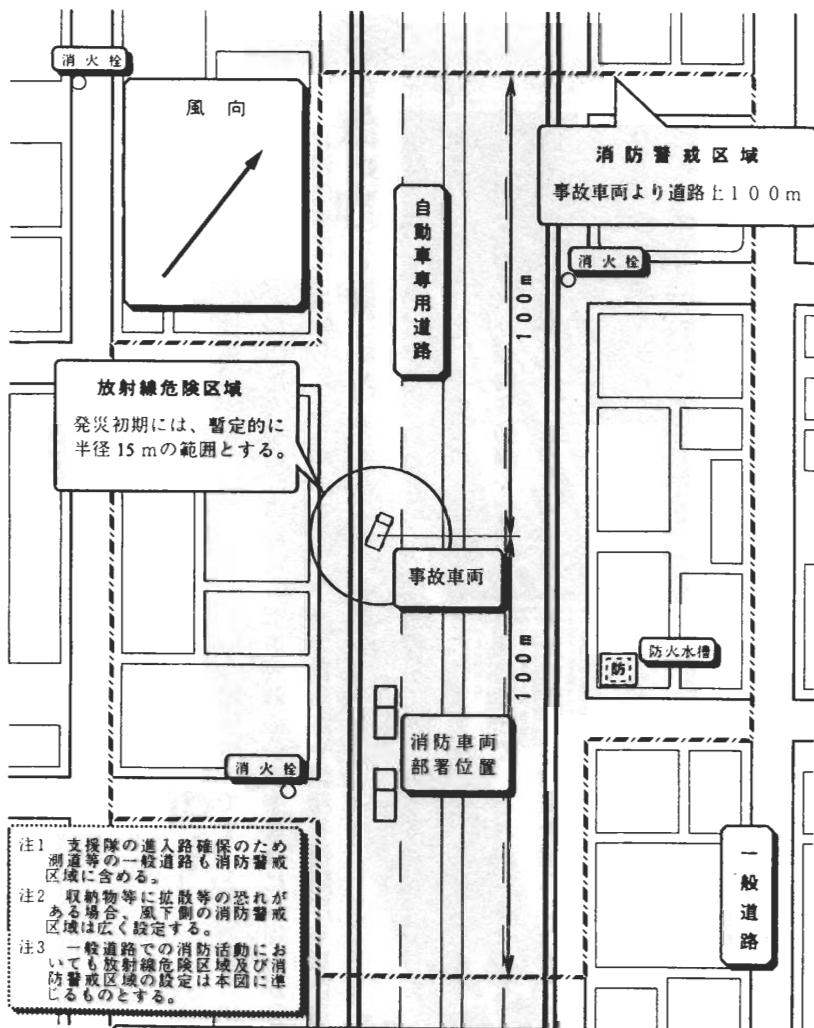


## 消防マニュアルでの対応

消防庁は、二〇〇一年春に「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」を作成して、都道府県を通じて各地の消防本部に通知しています。このマニュアルは、一九八八年に通知された「放射性物質輸送時消防対策マニュアル」などを改訂したもので、核燃料輸送等で事故が起きた場合に備えたマニュアルを消防署で作らせるためのひな型に当たるものです。最寄りの消防署で最新のひな形を参考にしたマニュアルが作られているか聞いてみましょう。

消防庁のマニュアルは、通報を受けた時の情報収集、放射線測定、消火活動、救助活動、避難誘導、広報活動などのやり方を解説しています。輸送事故発災初期には暫定的に半径十五メートルを放射線危険区域とするという図も示されています。ウラン粉末、ウラン燃料、使用済燃料など輸送物ごとのデータも示されて「放射性物質の特性に応じた消防活動が必要であることから、これらを参考に活動上の留意点を事前に検討しておくこと」とされています。しかし、残念なことにこのデータ票には肝心のプルトニウム燃料が示されていません。

また、マニュアルは事前対策も求めています。整備すべき防護資機材としてアラーム付ポケット線量計、簡易型防護服、空間線量計を、整備しておくことが望ましいものとして放射能防護服（呼吸保護具内蔵型）、表面汚染検査計、除染設備、中性子線測定器などをあげています。しかし、プルトニウム輸送で必要な中性子線測定器などの配備はすすんでいません。ぜひチェックを！



以下に掲げる区域を基準として放射線危険区域を設定するものとする

- (1) A型及びB型輸送物については、暫定的に輸送物から15mの範囲
- (2) 輸送責任者又は専門家から情報を得て協議のうえ定める区域  
現場に原子力事業者等がない場合は、(3) - (5)を考慮して定める。
- (3) 0.5mSv/h以上の放射線が検出される区域
- (4) 火災等発生時に核燃料物質の飛散が認められ又は予想される区域
- (5) 煙、流水等で汚染が認められ又は予想される区域

「消防活動対策マニュアル」から